

新型コロナウイルス感染症にかかる 「緊急事態宣言」への対応について

保護者のみなさまには、日ごろから保育所運営にご協力をいただき、まことにありがとうございます。新型コロナウイルスへの対応についてお知らせいたします。

1. 「緊急事態宣言」期間中の対応について

この度、大阪府において、令和2年5月16日以降については、「府独自の基準に基づく自粛要請・解除及び対策の基本的な考え方『大阪モデル』」をふまえ、これまでの自粛要請を一部解除することが示されました。

自粛要請の一部解除に伴い、保護者の方々の就労などにより保育を必要とされる場合が、段階的に増えてくることが想定されます。

保育所は利用者及びその家族の生活維持に必要な施設であり、保育を必要とする場合には引き続き受入れを行います。現在も緊急事態宣言期間中であり、5月31日までは、引き続き、保護者が仕事を休まれる等で家庭での保育が可能な方には、家庭での保育の協力をお願いしたいと考えております。

保護者の方には大変ご不便をおかけいたしますが、感染防止の観点から、なにとぞご理解いただきますようお願いいたします。

なお、令和2年6月以降の対応については、令和2年5月21日以降に改めてお知らせをさせていただきます。

2. 健康観察の実施について

毎朝、必ず家庭にて児童及び保護者の体温を測定し、熱（37.5度以上）や風邪症状がある場合は、解熱後24時間以上が経過し、症状が改善傾向となるまでお休みをしてください。保育中も同様の症状が見受けられた場合は、速やかにお迎えをお願いする場合があります。ご協力いただきますようお願いいたします。

3. 新型コロナウイルス発症者が発生した場合について

今後、当保育所において、新型コロナウイルス感染症の発症者が発生した場合や濃厚接触者が確認された場合には、関係機関と相談のうえ、臨時休所を行う場合があります。

4. 登所を控えていただく期間における保育料の軽減について

令和2年3月2日以降に保育所に登所していない場合は、その日数の保育料を軽減することになりました。軽減額や還付方法など、詳細が確定したのちに改めてお知らせします。

大阪市新型コロナ受診相談センター：（電話：06-6647-0641）

相談受付時間：24時間 ※各区保健福祉センターでも電話相談を受け付けています。

大阪府：府民向け相談窓口（電話：06-6944-8197、FAX：06-6944-7579）

相談受付時間 9時から18時まで（土曜・日曜・祝日も対応）

（参考）大阪市HP：新型コロナウイルス感染症について（電話相談含む）
<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>

QRコードを
ご活用ください



家庭保育への協力をお願い

政府による「緊急事態宣言」(令和2年4月7日から令和2年5月6日まで)が出されたことを受け、大阪府知事より、「外出の自粛」と「イベント開催の自粛」の要請が、4月14日からは「施設の使用制限」として、遊興施設や劇場、集会・展示施設、運動・遊戯施設、一定規模以上の博物館、商業施設等への休止要請がありました。

こうした中、保育施設については、医療に従事されている方や、警察・消防、介護、保育等社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な方など、どうしても保育が必要な方がいらっしゃることから、休止を要請せず、引き続き開所していただいております。

現在、保育施設では、保育士の方をはじめとする職員の皆さまが、通常とは異なる状況のもと、たいへんなご負担の中で、保育を続けていただいております。

本市においても、保護者の方に緊急事態措置の発令中の大阪市内の保育所・認定こども園・地域型保育事業の登園について、感染防止の観点から可能な限り登園を控えていただくようお願いいたします。

令和2年4月17日
大阪市子ども青少年局

令和2年5月4日に緊急事態宣言の期間が延長(令和2年5月31日まで)されたことを受け、保育施設等の対応にかかる取り扱いも令和2年5月31日まで延長します。

令和2年5月7日
大阪市子ども青少年局

企業の方々へのお願い

上記のとおり、大阪市からの要請を受け、本園においても保護者の方々へ登園を控えていただくようお願いしております。つきましては、企業の方々は、保育所・認定こども園・地域型保育事業に通うお子さんがいらっしゃる職員・従業員の方に、在宅勤務や休暇に最大限配慮いただきますようお願いいたします。何卒ご理解ください。

令和 2年 5 月 8 日
施設所在地 大阪市住之江区東加賀屋4丁目3-15
施設名 えびす保育園
施設長 辻本 愛子



5月31日までの緊急事態宣言発令中は

家庭保育のご協力をお願い致します

○ 基本的に医療従事者、それに準じる方、保育士等の受け入れはいたします。それ以外で大阪モデル適用でお仕事を再開された方、やむを得ず保育を必要とする方は、園長・副園長までお声掛けください。(保育を再開するには**申出書**が必要です)

○ 感染防止の為に保育士の出勤数を最小限に調整し、合同保育を行います。

できる限り早いお迎えのご協力等、保護者の方には大変ご不便をおかけいたしますが、なにとぞご理解いただきますようお願い致します。

えびす保育園・ぷちえびす保育園

保護者の皆さまへ

大阪市こども青少年局
えびす保育園

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、政府による緊急事態宣言が出される中、保育施設は引き続き、開所しておりますが、皆さまにはどうしても保育が必要な方以外の登園を控えていただくよう、お願いしているところです。

改めて知事メッセージも出されたことから、ご家庭での保育が困難な理由について、申出書にご記入いただき、ご提出いただきますようご協力をお願いします。

申 出 書

令和2年 月 日

施設長 様

保護者名： _____

クラス名			
園児名			

下記の理由により、引き続き保育の提供をお願いします。

記

○保育の提供が必要な理由

[]

<記入例>

○社会生活の維持に必要な就労のため

- ・医療機関で従事しているため
- ・警察、消防、介護、官公庁、保育等に従事しているため
- ・ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難なため
- ・運送業に従事しているため
- ・スーパーで勤務しているため など

○疾病・介護等により家庭での保育が困難なため

など